

令和6年8月22日

青少年家庭課

社会的養育推進スタッフ 竹崎

Tel 0852-22-6190

Fax 0852-22-6045

## 被措置児童等虐待の状況に関する定期公表（令和5年度分）

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づき、令和5年度に島根県において認定した被措置児童等虐待の状況等について、下記のとおり公表します。

### 1 被措置児童等虐待の状況

令和5年度認定件数 1件

### 2 被措置児童等虐待事案の状況

#### (1) 虐待の種別

身体的虐待

#### (2) 施設の種別

社会的養護関係施設

#### (3) 県が講じた措置

- ・施設職員及び児童に聞き取り調査を実施
- ・島根県社会福祉審議会児童専門分科会児童処遇部会に報告
- ・児童福祉法第46条第1項に基づく報告聴取
- ・施設への指導監督

※被措置児童等虐待 児童養護施設等の施設等に入所措置等されている児童（被措置児童等）が施設職員等から、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待を受けること。

※第四十六条 都道府県知事は、第四十五条第一項及び前条第一項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。